

《別表 I》

静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」競技・種目表

(年齢は令和5年4月1日現在を基準)

1 陸上競技

競技は、男女別・年齢区分別に実施する。ただし区分25の走高跳、区分27の4×100mリレーは年齢区分はない

身体 ◎1部(39歳以下)・2部(40歳以上)

△年齢区分なし

知的 ◎少年の部(19歳以下)、青年の部(20歳～35歳)、壮年の部(36歳以上)

△年齢区分なし

精神 ◎少年の部(19歳以下)、青年の部(20歳～35歳)、壮年の部(36歳以上)

障害区分	肢 1									肢 2					肢 3						肢4 電動	視	聴	知	内部	精				
	切断・機能障害者									脳原性麻痺以外車いす					脳原性麻痺者															
種目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
100m	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎			◎
200m												◎	◎	◎					◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎			◎
400m																												◎		◎
800m												◎	◎	◎					◎					◎	◎	◎	◎			◎
1500m		◎										◎		◎					◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
スラローム										◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎				◎							
4×100mリレー																												△		
走高跳			△	△																					△	△	△			△
立幅跳	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎													◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
走幅跳	◎	◎	◎	◎	◎				◎													◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
砲丸投	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎				
ソフトボール投	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ジャベックスロー	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ビーンバック投										◎	◎					◎	◎						◎							

※ 区分29は全国障害者スポーツ大会では実施されないため、全国大会派遣選手選考の基準としない。

※ 50m走はすべてスタンディングスタートとし、スターティングブロックは使用しない。

※ 障害区分24の50m走は、音源走だけでなく伴走者も出場でき、申し込みの際に伴走か音源走を選ぶ。

※ 100m以上の競走競技に出場する車いす選手は、ヘルメットを着用しなければならない。着用していない場合は出場できない。

※ 走幅跳に出場する選手は、申込時に1mもしくは2mどちらの踏切板を使うか参加申込書に記入する。(視覚障害の走幅跳の踏切板の長さは1mとする。)

※ 4×100mリレーは、男子、女子、男女混合の3部門とする。

※ 障害区分24は光を通さないアイマスクを装着しなければならない。(アイシェード可)

※ 視覚障がい者の競走競技で伴走者ありの場合は、必ず紐等をもつこととする。なお、紐は非伸縮性で50cm以内のものとする。

2 水泳

男女別、年齢区分別に実施する(リレー種目以外)。

身体 ◎1部(39歳以下)・2部(40歳以上)

知的 ◎男子・女子(少年の部(19歳以下)・青年の部(20歳～35歳)・壮年の部(36歳以上))

精神 ◎男子・女子(少年の部(19歳以下)・青年の部(20歳～35歳)・壮年の部(36歳以上))

障害区分	種目	肢 1									肢 2				肢 3					肢4 浮具	視	聴	知	精					
		切断・機能障害者									脳原性麻痺以外車いす				脳原性麻痺者														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
自由形	25m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
背泳ぎ	25m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
平泳ぎ	25m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
バタフライ	25m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
フリーリレー	200m																◎											◎	◎
メドレーリレー	200m																◎											◎	◎

※ 障害区分27は、全国障害者スポーツ大会では実施しない。

※ フリーリレー、メドレーリレーは男女別に行い、年齢区分はしない。障害区分25の選手はチームに一人までとする。

※ 障害区分23の競技者が装着する光を通さないゴーグルは、招集所において競技役員が確認する。

確認後はそのゴーグルをプールへ入場するまでに装着し、競技終了まで外してはならない。

3 アーチェリー(別表Ⅱを参照)

肢体不自由者と聴覚障害者及び内部障害者は各障害区分別、男女別に50m・30mラウンド及び30mダブルラウンド、18mダブルラウンド、7mダブルラウンド(視覚のみ)を実施する。リカーブ部門では、年齢区分を撤廃する。

4 卓球(別表Ⅱを参照)

- (1) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者は、各障害区分別、男女別を実施する。
- (2) 視覚障害者の「アイマスク有り」の区分の者は、男女別にサウンドテーブルテニス、「アイマスク無し」の区分の者は男女別に一般卓球を選択し、実施する。

5 ボウリング(別表Ⅱを参照)

身体障害者、内部障害者及び精神障害者は、各障害区分別、男女別を実施する。知的障害者は、男女別、年齢区分別に実施する。

6 フライングディスク(別表Ⅱを参照)

- (1) アキュラシーは、全障害男女同一区分で実施する。
- (2) ディスタンスは、全障害を座位、立位に分け、男女別を実施する。

7 車いすダンス(別表Ⅱを参照)

一組(2人)中、1人は身体障害者、知的障害者、内部障害者又は精神障害者。

8 車いすバスケットボール

車いす使用者で、全国障害者スポーツ大会競技規則第8部第3条の規定に該当する者等。

9 車いすツインバスケットボール

四肢麻痺の重度障害者

10 バスケットボール

知的障害者

11 グランドソフトボール

視覚障害者

12 ソフトボール

知的障害者及び精神障害者。

13 フットソフトボール

知的障害者

14 バレーボール

聴覚障害者は男女別、知的障害者は男子・女子・混成で実施し、精神障害者は男女混合で実施する。

15 サッカー

知的障害者

16 電動車椅子サッカー

身体障害者手帳保持者。12歳以上電動車椅子使用可能者。

17 ボッチャ

身体障害者、知的障害者及び精神障害者。1チーム3人、男女混合で実施する。

静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」個人競技障害区分表

《別表 II》

		区分番号	陸上競技	区分番号	水泳	区分番号	卓球	区分番号	アーチェリー	区分番号	ボウリング	区分番号	フライングディスク	区分番号	車いすダンス
肢体不自由者	1	上肢	1 手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	1 手部切断	1 片上肢障害	3	上肢障害	1	上肢障害	1	座位	1	クラス1 (上肢障害を伴う車いす使用者)		
			2 両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	2 片前腕切断または、片上肢不完全	2 両上肢障害										
			3 両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	3 片上腕切断または、片上肢完全	2 両上肢障害										
		下肢	4 片下腿切断または、片下肢不完全	6 片下腿切断または、片下肢不完全	3 片下腿切断または、片下肢不完全	4	下肢障害(いす、車いす使用を含む)	2	下肢障害						
			5 片大腿切断または、片下肢完全	7 片大腿切断または、片下肢完全	4 片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全										
			6 両下腿切断	8 両下腿切断または、両下肢不完全	5 片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全										
			7 片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	9 両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	3 上下肢障害										
			8 両大腿切断または、両下肢完全	10 片上肢切断および片下腿切断 片上肢不完全および片下肢不完全	4 体幹										
		上下肢	11 多肢切断または片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	12 体幹	5 体幹	4 体幹									
			9 体幹	13 第6頸髄まで残存	6 体幹	5 体幹									
		2	の脳原性麻痺 いす常用以外	10 第6頸髄まで残存	13 第7頸髄まで残存	7 第8頸髄まで残存	2	その他の車いす	5 車いす使用者						
	11 第7頸髄まで残存			14 第8頸髄まで残存	8 座位バランスなし										
	12 第8頸髄まで残存			15 下肢麻痺で座位バランスなし	9 その他の車いす										
	13 下肢麻痺で座位バランスなし			16 下肢麻痺で座位バランスあり	10 車いす使用										
	14 下肢麻痺で座位バランスあり			17 四肢麻痺(車いす常用) 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	11 杖または、松葉杖使用										
	3	脳原性麻痺	16 四肢麻痺で車いす使用	17 四肢麻痺(車いす常用) 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	12 上肢に不随意運動あり	6	脳原性麻痺	6 脳原性麻痺者							
			17 けって移動	18 両下肢麻痺(上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能)	13 上肢に不随意運動なし										
			18 片上下肢または片上肢で車いす使用	19 片側障害で片上肢機能全廃	14 片側障害										
			19 上肢で車いす使用	20 その他の片側障害で走不能											
			20 その他走不能	21 その他											
			21 上肢に不随意運動を伴う走可能												
			22 その他走可能												
	23 電動車いす常用(陸上)	22 浮具使用													
視覚障害者	24 視力0から0.01まで	23 視力0から0.01まで	15 アイマスク有り	7	視覚障害	7	視覚障害								
	25 その他の視覚障害	24 その他の視覚障害	16 アイマスク無し												
聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	26 聴覚障害	25 聴覚障害	17 聴覚障害	8 聴覚障害	8 聴覚障害										
内部障害者	28 内部障害			9 内部障害	9 内部障害										
知的障害者	27 知的障害	26 知的障害	18 知的障害	10 知的障害	10 知的障害										
精神障害者	29 精神障害	27 精神障害	19 精神障害	11 精神障害	11 精神障害										

※障害区分の用語解説は次面のとおりです。判定等に御利用下さい。

<障害区分の説明>

- 1 完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または股・膝・足関節)のすべてに機能障害のあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないもの。
- 2 不完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)のうち、1または2関節に機能障害があるもの。
- 3 体幹とは、頸部・腰部・腹部のみに変形があるもの。(脊椎カリエス等)
※四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。
- 4 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。肘関節の離断は上腕切断となる。
- 5 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合には、片側の障害として区分する。
- 6 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害の場合には、3肢以上や両下肢が6級以上の認定を受けていなければならない。
- 7 座位バランスの判定は、「へそ」の位置での知覚レベルの有無が一つの判断基準になる。
- 8 肢体不自由者(2)で、頸髄や脊髄損傷以外のものは、筋力評価等によって適用する区分に入れる。
- 9 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷などによる脳に原因する機能障害である。
- 10 視力は、良い方の視力で判定する。
- 11 競技上の注意
 - (1)身体障害が重複している場合でも、同一の大会では、同じ障害区分で参加すること。
 - (2)上腕切断者が前腕切断で参加するように、より軽度の区分での参加は認めない。
 - (3)両下肢完全の者が、補装具をつけて立位でソフトボールを投げ、卓球競技のときだけ車椅子を使用するなどは認められる(申込書に明記すること)。
 - (4)陸上競技の走競技で、障害区分が17(下肢で車いす使用(けって移動))の場合、下記の3つの区分に分けられるので、申込の際に必ず明記すること。
競技中に使用する補装具(車いす)の欄の 9 下肢のみで駆動(前向) 10 下肢のみで駆動(後向)
11 下肢で駆動(ペトラ)
- 12 車いすダンスの競技区分で、クラス1は、上肢に障害を伴う車いす使用者及び四肢麻痺で電動車椅子使用者。
- 13 車いすダンスの競技区分で、クラス2は、下肢障害のみで車いす使用者、知的障害者及び精神障害者。
- 14 精神障害者は、陸上・水泳・アーチェリー・卓球・ボウリング・フライングディスク・車いすダンス・バレーボール・ソフトボール・ボッチャの10競技に出場できる。

(注) 下線部について、障害区分が複雑なので申込みの際には十分注意して下さい。